

令和6年度

介護保険サービス事業者等及び 障害福祉サービス事業者等 集団指導

※動画視聴後に「船橋市オンライン申請・届出サービス」より、
資料等確認報告をお願いします。

資料等確認報告をもって、令和6年度の集団指導への出席とします。

船橋市 指導監査課

介護保険サービス 訪問・通所系

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P23）

3 サービス別資料

- ・全サービス共通（P38）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P61）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P93）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P134） ・通所リハビリテーション（P152）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P171） ・居宅介護支援、介護予防支援（P179）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P196）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P210）

令和6年度集団指導について

はじめに

平素より、船橋市の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

船橋市では、介護保険制度の適正な運営を確保するため、市内介護保険サービス事業者等の方々を対象に書面開催（動画形式）にて、集団指導を実施します。

令和6年度集団指導では、主に「令和6年度報酬改定」についてご説明させていただきます。

介護保険サービス事業者は介護保険法により、

- ・ 要介護者の人格を尊重する
- ・ 介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守する
- ・ 要介護者のため忠実にその職務を遂行する

ことが定められています。

各事業者におかれましては、日頃より積極的に介護保険制度理解のための情報収集を自ら行い、適切な事業運営をお願いします。

令和6年度集団指導について

受講の流れ

各事業所は、以下の流れに沿って受講してください。

- (1) 集団指導（動画）より動画視聴を行ってください。（YouTubeでの視聴。）
※「3 サービス別資料」については、全サービス共通と該当サービスの視聴をお願いします。
※動画視聴の際に、併せて集団指導（資料）を確認することをお勧めします。
- (2) その他関連部署からのお知らせを確認してください。
※保健所健康危機対策課による研修動画も必ずご覧ください。
- (3) 関連資料等リンクより自己点検シート等の確認を行ってください。

令和6年度集団指導について

受講確認報告のお願い

動画視聴後に「船橋市オンライン申請・届出サービス」より資料等確認報告をお願いします。資料等確認報告をもって、令和6年度の集団指導への出席とします。

※事業所で複数サービスを提供されている場合は、サービス区分ごとの報告を行ってください。

例：介護老人福祉施設と通所介護の指定がある場合 → 別々に報告が必要です。
訪問介護と居宅介護支援の指定がある場合 → 別々に報告が必要です。

「船橋市オンライン申請・届出サービス」

【介護保険サービス事業者等】令和6年度集団指導資料等確認報告（指導監査課）

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=5851

（動画の概要欄にもURLを記載しております。）

介護保険サービス 訪問・通所系

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P23）

3 サービス別資料

- ・全サービス共通（P38）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P61）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P93）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P134） ・通所リハビリテーション（P152）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P171） ・居宅介護支援、介護予防支援（P179）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P196）
- 2 障害福祉課からのお知らせ（P210）

指導とは

指導は、サービス事業者等が行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費の支給に係る指定居宅サービス及び指定施設サービス等の内容並びに介護給付等に係る費用の請求等について、法令の適合状況等を把握し、必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保並びにその利用者及び入所者等の保護及び保険給付等の適正化を目的とします。

指導の方法

①集団指導

必要な指導の内容に応じ、サービス事業者等に向けて、講習等の方法により行います。

②運営指導

介護保険法（以下、「法」という。）第23条に基づき、指導の対象となるサービス事業者等の事業所において実施します。

なお、著しい運営基準違反が確認され、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合又は介護報酬請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められる場合は監査へ変更となります。

※上記のほか、相談時、指定時又は更新時等においても対面等により指導を行います。

令和6年度運営指導重点項目

①虐待防止、身体拘束廃止の取り組みの促進

虐待防止及び身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか、指針を整備しているか、研修を定期的実施しているか確認し、その適正化を図る。

また、虐待防止のために、上記の措置を適切に実施するための担当者を置いているかを確認し、その適正化を図る。

令和6年度運営指導重点項目

②感染症・食中毒の発生及びまん延防止対策等の徹底

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的
に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか、指針を整備してい
るか、研修並びに訓練を定期的の実施しているかを確認し、その適正化を図る。

令和6年度運営指導重点項目

③業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定しているか、当該計画に従い必要な措置を講じているか、または定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているかを確認し、その適正化を図る。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているかを確認し、その適正化を図る。

令和6年度運営指導重点項目

④非常災害対策の強化

以下の項目を確認し、その適正化を図る

- ・ 消防計画を含む非常災害に関する具体的計画（火災、風水害・土砂災害、地震等に対処するための地域の実情に応じた計画）は作成されているか
- ・ 入所施設、通所施設に関しては防災訓練を年2回実施しているか
- ・ 入所施設又は宿泊サービスを伴う通所施設に関しては、そのうち1回は夜間を想定した訓練を実施しているか
- ・ 消防用設備の整備状況や点検状況等は適切か

また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する事業所での風水害を含んだ非常災害対策計画の作成、訓練の実施の確認をし、その適正化を図る。

令和6年度運営指導重点項目

⑤報酬請求指導

各種加算等の算定要件について確認し、その適正化及び不正請求の防止を図る。

令和6年度報酬改定に伴う利用者への周知、同意の確認、加算が適切に算定されているか確認し、その適正化を図る。

介護職員等処遇改善加算計画書の介護職員等への周知。

⑥個別ケアを推進し、尊厳のある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上

利用者の心身の状況などを踏まえ、計画（居宅サービス計画、個別サービス計画）が作成され、居宅サービス計画と個別サービス計画の整合性がとられているか、計画は利用者又はその家族への説明及び同意を得ているか、その他必要なプロセスを適切に実施しているか等について確認し、その適正化を図る。

令和6年度運営指導重点項目

⑦人員配置の適正化

人員、設備及び運営に関する基準条例に定める職員の員数、資格等を確認し、その適正化を図る。

⑧有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等（以下、「有料老人ホーム等」という。）に併設する訪問介護事業所等における適切な介護サービスの提供状況の確認

有料老人ホーム等に併設する介護サービス事業所（主に訪問介護・通所介護・居宅介護支援）において有料老人ホーム等と介護サービス事業所の双方に従事する職員の兼務状況等の人員基準及び施設サービスと介護サービスの提供区分が明確となっているかを確認し、その適正化を図る。

令和6年度運営指導重点項目

⑨前回運営指導における改善内容等の確認

船橋市として、2回目以降の運営指導となる事業所については、前回指摘に対する改善内容の定着が図られているかを確認し、その適正化を図る。

運営指導の実施方法の流れ

流れ	内容
① 指導通知	市は、実施日の約1月前までに通知を行う。
② 事前提出資料の提出	事業所は、運営指導実施日の2週間前までに事前提出資料を提出する。
③ 運営指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
④ 結果通知	市は、指導内容に基づいて、指導の結果について通知を行う。
⑤ 改善報告	事業所は、結果通知に係る改善状況について結果通知日から1月以内に改善の報告を行う。

監査とは

監査は、船橋市介護保険サービス事業者等指導監査要綱に基づき介護保険施設等において人員基準違反や運営基準違反、高齢者虐待等が認められた場合やそのおそれがある場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適正な措置を採ることを主眼とします。

監査の方法

サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査を行います。

監査対象について

監査は、下記に示す情報等を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行います。

- ・要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

- イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

- ウ 連合会・保険者からの通報情報

- エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

- オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

- ・運営指導において確認した情報

法第23条及び船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第10条の規定により行った指導において、サービス事業者等について確認した指定基準違反等

監査の実施から行政処分等への流れ

区分	流れ	内容
行政指導	① 立入検査等による 事実関係の把握（行政調査）	指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合。
	② 勧告・命令等	法律上の勧告事由に該当する場合。 勧告に従わない場合は従うよう命令する。
	③ 改善指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
行政処分	④ 聴聞または弁明の機会の付与	勧告・命令等に従わない場合。
	⑤ 指定の効力の全部または一部停止	期間を定め、新規受け入れ停止等又は指定の効力を全て停止。
	⑥ 指定取り消し	指定そのものを取り消し。
	※④の後、勧告事由等により⑤又は⑥の処分となる。 ※処分事由に該当した場合、①の後④の手続きとなる。	

監査の実施から行政処分等への流れ

区分	流れ	内容
行政指導	① 立入検査等による 事実関係の把握（行政調査）	指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合。
	② 勧告・命令等	法律上の勧告事由に該当する場合。 勧告に従わない場合は従うよう命令する。
	③ 改善指導	事業所で対面により書類を確認し、指導を行う。
行政処分	④ 聴聞または弁明の機会の付与	勧告・命令等に従わない場合。
	⑤ 指定の効力の全部または一部停止	期間を定め、新規受け入れ停止等又は指定の効力を全て停止。
	⑥ 指定取り消し	指定そのものを取り消し。
※④の後、勧告事由等により⑤又は⑥の処分となる。 ※処分事由に該当した場合、①の後④の手続きとなる。		

行政指導

行政指導とは、市の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいいます。

行政指導とは、行政機関から相手方に「求める」行為なので、役所の調査結果に基づいて一定の事実を不特定多数の方に示すことや相手方の求めに応じて法令の解釈や制度の仕組みを説明するなどの情報提供をするような行為は、通常は「求める」行為に当たらず、行政指導に含まれません。

行政処分

処分とは、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限するものをいいます。

監査結果

過去4年分の監査件数を掲載しています。
昨年度は監査実施件数が3件、うち指導対象となったものが2件でした。

年度	通報・苦情等による監査実施サービス数	左記のうち指導対象サービス数 (勧告・文書指導)
令和2年度	0	0
令和3年度	8	8
令和4年度	8	8
令和5年度	3	2

適切な事業運営①

運営基準自己点検シート

指定居宅サービス（介護予防・総合事業含む。）、指定居宅介護支援、指定介護予防支援、指定地域密着型サービス（介護予防含む。）事業者における人員・設備・運営等について、下記のとおり運営基準自己点検シートを船橋市ホームページ上で公開しておりますので、各事業所においては、本シートを積極的に利用し適切な事業運営を行ってください。

指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/07/p041124.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>指導監査等>指定居宅サービス事業者等の運営基準自己点検シート（様式）

適切な事業運営②

加算の算定にあたって

新たに加算を算定するにあたっては、必ず事前に利用者へ説明を行い、同意を得てください。説明を行った際には、書面や署名を適切に保管してください。

利用者の同意を得ずに加算を算定していた場合（同意を得るのが遅れていた場合）には、同意を得られていなかった期間が、加算報酬の返還に該当する可能性があります。

介護保険サービス 訪問・通所系

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P23）

3 サービス別資料

- ・全サービス共通（P38）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P61）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P93）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P134） ・通所リハビリテーション（P152）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P171） ・居宅介護支援、介護予防支援（P179）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P196）
- 2 高齢者福祉課からのお知らせ（P210）

非常災害対策①

社会福祉施設等における非常災害対策

近年、地震・風水害（台風・浸水）等による甚大な被害が発生しており、日ごろの非常災害対策が求められております。

①非常災害時の対応等について、日ごろからの情報収集及び非常災害対策等に努めていただきますようお願いいたします。

【社会福祉施設等における非常災害対策等に関するポータル（船橋市ホームページ）】
https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/fukushi_kosodate/001/05/p062666.html

非常災害対策②

社会福祉施設等における非常災害対策

②災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握を円滑に行うため、災害発生時にご報告をお願いいたします。（※災害発生時には、利用者、従業者等の安全確保を行った上での報告をお願いします。）

【災害発生時の社会福祉施設等の被災状況の報告について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p055386.html

③災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集できるよう、緊急連絡先等の登録・変更をお願いします。

【社会福祉施設等の被災状況の把握等に係る緊急連絡先等の登録について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p063030.html

非常災害対策②

社会福祉施設等における非常災害対策

②災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握を円滑に行うため、災害発生時に本集団指導における受講確認報告の際に、緊急連絡先の登録を併せてお願いします。

報告後に変更があった際は、下記ホームページより変更の手続きをご確認ください。

③災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況等を迅速かつ正確に情報収集できるよう、緊急連絡先等の登録・変更をお願いします。

【社会福祉施設等の被災状況の把握等に係る緊急連絡先等の登録について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p063030.html

高齢者虐待防止

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等について、高齢者虐待を未然に防止するための対策等をお願いします。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p070949.html

サービス提供中の交通マナー等①

事業所車両の駐停車

サービス提供中の事業所車両の駐停車については、他の車両や歩行者の通行を妨げないような安全な場所に停車することが望ましいと考えられます。しかし、利用者の身体状況や道路状況等から、そのような場所に停車することが困難である場合は、サービス提供にあたる従業者を増員するなど、利用者の安全の確保及び他の車両等に迷惑のかからないようご配慮願います。

また、駐車についても交通法規を遵守し、近隣住民等の迷惑にならないようご対応お願いいたします。

事業所内での管理

管理者は、運転者の適性の把握や、当日の運転者の体調状況を確認し、運転業務に係る安全管理に努めてください。（風邪、発熱、前日の深酒等）

また、事業所内でヒヤリハット事例の情報共有を図るなど、従業者全員での取り組みをお願いいたします。

サービス提供中の交通マナー等②

交通マナー等に係るお知らせ

サービス提供中の交通マナー等について、過去に発出したお知らせを船橋市ホームページに掲載しております。ご確認ください。

【令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/fukushi_kosodate/001/05/p103294.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>令和4年度 介護保険事業者へのお知らせ>令和4年10月19日 【事務連絡】介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について

【令和元年度 介護保険事業者へのお知らせ（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/fukushi_kosodate/001/05/p069059.html

トップ>産業・事業者向け>福祉・子育て支援事業者>高齢者福祉サービス事業者>高齢者福祉サービス事業者に関する共通事項>令和元年度 介護保険事業者へのお知らせ>平成31年4月2日 訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内

事故発生時の対応

市への事故報告

サービス提供中の事故について、下記の事例のような事故も発生しておりますのでご注意ください。また、事故発生時には事故報告が必要となる場合がありますので、該当する場合は市へのご報告をお願いします。

【介護保険事業に係る事故報告（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p016596.html

（事故の例）

- ・見守り、転倒リスク把握が不十分であることによる転倒。（利用者が無理に立ち上がろうとし転倒した、手すりをつかみ損ね転倒した、イスや窓枠等をよじ登ろうとし転倒した、衣服の着脱時に転倒した、電源コードに足をとられて転倒した等の事例あり。）
- ・誤薬（対象者誤り、時刻・用法誤り）、落薬。
- ・送迎車の中に利用者を取り残し、降車させるのを忘れた。（市外では死亡事例発生）
- ・車いすごと乗車するタイプの車両の固定器具を付け忘れ、車いすのブレーキのみをかけて発車させたことにより、車いすごと後ろに転倒した。等

介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法

船橋市及び厚生労働省ホームページにて、介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法や介護保険最新情報等について掲載しています。

介護保険制度における指定事業者は、法令等の規定に基づき適切な事業運営を行う必要があります。本集団指導資料に掲載のない基準等も多数ございますので、ご確認ください。

【介護サービス指定事業者に関する法令等の確認方法について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/fukushi_kosodate/001/05/p046708.html

【介護保険最新情報掲載ページ（厚生労働省）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

【令和6年度介護報酬改定について（厚生労働省）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

申請・届出等①

申請・届出等に係るホームページ

申請・届出等に係る船橋市ホームページを掲載しております。必要に応じて適切に申請・届出等を行ってください。

加算に関する届出

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018130.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001860.html

変更に関する届出

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018136.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p001857.html

申請・届出等②

指定更新手続き

【訪問・通所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p018041.html

【入居・入所系サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/03/p065212.html

休止届・廃止届・再開届の手続き

【居宅サービス・居宅介護支援・地域密着型サービス】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/01/p020503.html

申請・届出等③

よくある指摘

- ・変更届及び更新申請書類にて、必須書類である「付表」が不足している。
- ・加算に関する届出にて、必須書類である「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」が不足している。
- ・各種届出に関するホームページを確認していない。 等

各種届出のホームページ内に「手引き」や「チェックリスト」等の申請書類を案内しているものがございますので、届出に応じたホームページをご確認のうえ、申請等いただきますようお願いいたします。

申請・届出等③

介護予防・日常生活支援総合事業の申請等

【指定申請及び各届出について】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/04/p041291.html

業務管理体制整備に係る届出

令和3年4月1日より、介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先が一部変更となり、指定事業所が船橋市内にのみ所在する事業者は、船橋市が届出先となります。すでに千葉県等に届出を行っている場合は、新たな届出の必要はありません。

また、事業所名称及び所在地等の変更の場合は業務管理体制の届出が必要な場合があります。詳細は下記市ホームページをご確認ください。

【介護サービス事業者の業務管理体制の整備について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p026732.html

処遇改善加算等

介護職員等処遇改善加算のお知らせ、届出、既存計画の内容変更の届出及び実績報告については下記市ホームページをご確認ください。

※算定事業所は年度毎に計画書及び実績報告書の提出が必要となります。

【処遇改善加算等について（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoku/fukushi_kosodate/001/05/p071540.html

申請・届出等⑤

各種届出等に関する問い合わせ・提出先

各サービスごとの担当係及び提出先については、下記市ホームページをご確認ください。

【指導監査課サービス別担当係の確認について（障害福祉サービス・介護保険サービス等）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p063190.html

メールアドレスの登録

メールアドレスの登録にご協力ください

指導監査課では、介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所等に対して、原則メールによる情報提供を実施しております。サービスごとに行うメールアドレスの新規及び変更登録の手順については下記市ホームページをご確認していただき、登録にご協力ください。

【メールアドレスの登録について（介護サービス事業所・居宅介護支援事業所）（船橋市ホームページ）】

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/fukushi_kosodate/001/05/p048509.html

【登録方法】

・下記アドレス又は、QRコードより船橋市オンライン申請・届出サービスからのメールアドレスの登録をお願いします。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

【【介護サービス事業所等】メールアドレスの登録・変更等（指導監査課宛）（船橋市オンライン申請・届出サービス）】

https://e-shinsei.city.funabashi.lg.jp/city-funabashi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=86



介護保険サービス 訪問・通所系

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P23）

3 サービス別資料

- ・全サービス共通（P38）
- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（P61）
- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導（P93）
- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護（P134） ・通所リハビリテーション（P152）
- ・福祉用具貸与、特定福祉用具販売（P171） ・居宅介護支援、介護予防支援（P179）

4 関係法令等

- 1 介護保険課からのお知らせ（P196）
- 2 高齢者福祉課からのお知らせ（P210）

資料について①

訪問介護

訪問介護計画の作成①

運営指導等における指摘事例

- ・訪問介護計画の作成に当たって、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにしていない。（アセスメントを実施していない。）
- ・訪問介護計画が作成されていない。
- ・訪問介護計画と居宅サービス計画及び介護保険サービス計画が整合していない。
- ・利用者の同意の署名がない、又は同意の署名を取るのに遅れている。

対象のサービス
（該当のスライドをご覧ください。）

計画作成の流れを確認

計画の作成にあたって、訪問介護事業所としてアセスメントを行い、アセスメントの実施日や実施者を明記し、記録を保管してください。

また、訪問介護計画はサービス提供前に、サービス提供責任者が作成し、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る必要があります。

（居宅省令第19条）

2 サービス別資料 27

根拠となる省令等

資料について②

●この資料では以下のとおりとします。●

特に断りのない場合は、指定居宅サービス等に加え指定介護予防サービス等も含むものとします。

表記	条例等名称
居宅省令	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）
居宅算定基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）
居宅予防算定基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）
居宅サービス基準条例	船橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年船橋市条例第32号）
地密省令	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）
地密算定基準	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
地密条例	船橋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年船橋市条例第26号）
支援省令	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）
居宅支援算定基準	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第20号）
支援条例	船橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（令和6年船橋市条例第34号）

令和6年度より義務化である事項①

努力義務期間が終了している事項

義務化である事項

- ①業務継続計画の策定等
- ②衛生管理等
- ③虐待の防止

令和3年度介護報酬改定にて追加された事項について、制度改正から令和6年3月31日までの努力義務期間が設けられておりましたが、令和6年4月1日より義務化（※）となり、既に各事項が実施されていない場合には指導対象となります。

各事項の実施状況についてご確認ください

次ページより、令和6年4月1日より義務化（※）されている各事項について説明いたします。

減算が導入されている事項もございますので、事業所管理者又は運営法人において、当該事項の実施状況をご確認いただき、実施されていない事項については早急に準備を進めてください。

※居宅療養管理指導における業務継続計画の策定及び虐待防止措置については令和9年4月1日より義務化

令和6年度より義務化である事項②

①業務継続計画の策定等

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じなければならない。

・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

研修・訓練については、年1回以上の実施を行うこと

補足（業務継続計画に記載する内容）

イ 感染症に係る業務継続計画	ロ 災害に係る業務継続計画
a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）	a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
b 初動対応	b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）	c 他施設及び地域との連携

令和6年度より義務化である事項③

業務継続計画未実施減算（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。

算定要件等

以下の基準に適合していない場合

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。

令和6年度より義務化である事項③

業務継続計画未実施減算（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を整備している事業者は、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

令和6年度より義務化である事項④

②衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

研修・訓練については、年1回以上の実施を行うこと

補足

- ・委員会の構成員について、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染対策の知識を有する者については外部のものも含め積極的に参画を得ることが望ましい。
- ・委員会は、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

令和6年度より義務化である事項⑤

③虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- (4) 以上に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

補足①

研修については、年1回以上の実施を行うこと

- ・委員会の構成員について、管理者を含む幅広い職種で構成する。（構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。）
- ・虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
- ・委員会は、事業所に実施が求められるものであるが、他サービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。
- ・担当者は、委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

令和6年度より義務化である事項⑥

補足②（虐待の防止のための委員会及び指針の内容）

委員会	指針
イ 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する こと	イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考 え方
ロ 虐待の防止のための指針の整備に関する こと	ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に 関する事項
ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関する こと	ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方 針
ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる 体制整備に関すること	ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基 本方針
ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町 村への通報が迅速かつ適切に行われるための 方法に関すること	ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関 する事項
ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分 析から得られる再発の確実な防止策に関する こと	ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
ト 上記の再発の防止策を講じた際に、その効果 についての評価に関すること	ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
	チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事 項
	リ その他虐待の防止の推進のために必要な事 項

令和6年度より義務化である事項⑦

高齢者虐待防止措置未実施減算（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

算定要件等

虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合に減算となる。

- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

令和6年度より義務化である事項⑦

高齢者虐待防止措置未実施減算（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

福祉用具貸与については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない。

催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

身体的拘束等の適正化の推進①

概要

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。

基準等

訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。

- ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
- ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

身体的拘束等の適正化の推進②

参考

【船橋市高齢者虐待防止対応マニュアル（船橋市ホームページ）】

<https://www.city.funabashi.lg.jp/kenkou/koureisha/006/p004490.html>

トップ > 健康・福祉・衛生 > 高齢者支援 > 高齢者の権利擁護 > 船橋市高齢者虐待防止対応マニュアル

【高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等（厚生労働省ホームページ）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 高齢者虐待防止 > ・高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等 > 1. 研修・検証等にご活用いただける調査研究事業等 > 〈施設・介護サービス事業者向け〉 > 手引き（PDF）

管理者のテレワーク勤務について

厚生労働省より取扱いについて通知されました

厚生労働省より、下記通知のとおり事業所の管理者におけるテレワーク勤務に関して、取扱いが明確化されました。

「厚生労働省 介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に関する留意事項について（介護保険最新情報Vol. 1 2 3 7）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/001142612.pdf>

注意事項（通知より）

- ・ 管理者がテレワークを行い、事業所を不在とする場合であっても、運営基準上定められた管理者の責務を管理者自らが果たす上で支障が生じないよう体制を整えておくこと。
- ・ 管理者以外の従業者は、人員配置基準等における具体的な必要数を上回っている場合に、当該基準を上回る部分について、個人情報適切な管理を前提に、テレワークが可能。
- ・ 第三者が情報通信機器の画面を覗き込む、従業者・利用者との会話を聞き取るなどにより、利用者やその家族に関する情報が漏れることがないような環境でテレワークを行うこと。

管理者のテレワーク勤務について

厚生労働省より取扱いについて通知されました

厚生労働省より、下記通知のとおり事業所の管理者におけるテレワーク勤務に関して、取扱いが明確化されました。

「厚生労働省 介護サービス事業所・施設等における情報通信機器を活用した業務の実施に

管理者以外の各職種の従業者について、職種ごとに留意事項がありますので、通知をご確認ください。

当該基準を上回る部分について、個人情報の適切な管理を前提に、テレワークが可能。

- ・ 第三者が情報通信機器の画面を覗き込む、従業者・利用者との会話を聞き取るなどにより、利用者やその家族に関する情報が漏れることがないような環境でテレワークを行うこと。

管理者の責務及び兼務範囲

概要

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨が明確化されました。

注意事項

管理者業務に支障がある状況の例として、以下が示されております。

- ・ 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合
- ・ 併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く）
- ・ 事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合

人員配置基準における両立支援への配慮

概要

各サービスの人員配置基準や報酬算定について、「常勤」の計算に当たり、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うこと、及び週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

基準・算定要件等

「常勤」及び「常勤換算方法」に係る取扱いを以下のように改正する。

※人員配置基準上の「常勤」及び「常勤換算方法」の計算においては、常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本）勤務している者を「常勤」として取り扱うこととしている。

	母性健康管理措置による 短時間勤務	育児・介護休業法による 短時間勤務制度	<u>「治療と仕事の両立ガイドライン」に 沿って事業者が自主的に設ける 短時間勤務制度</u>
「常勤」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○（新設）
「常勤換算」(※)の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での 計算上も1（常勤）と扱うことを認める	○	○	○（新設）

【出典：厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」】

（居宅省令第6条他）

重要事項等の揭示

概要

運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面揭示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への揭示を代替できる規定になっているところ、「書面揭示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。

令和 7 年度から義務化となります。

資格者証等の整備①

運営指導等における指摘事例（不十分な資格者証等の保管）

- ・介護福祉士の適切な資格証等を備えていない事例が散見
⇒介護福祉士：登録証の交付を受けることが必要
「公益財団法人社会福祉振興・試験センター 資格登録」

<https://www.sssc.or.jp/touroku/>

- ・喀痰吸引等のサービス提供を行う場合
⇒事業所：都道府県に登録を行うことが必要

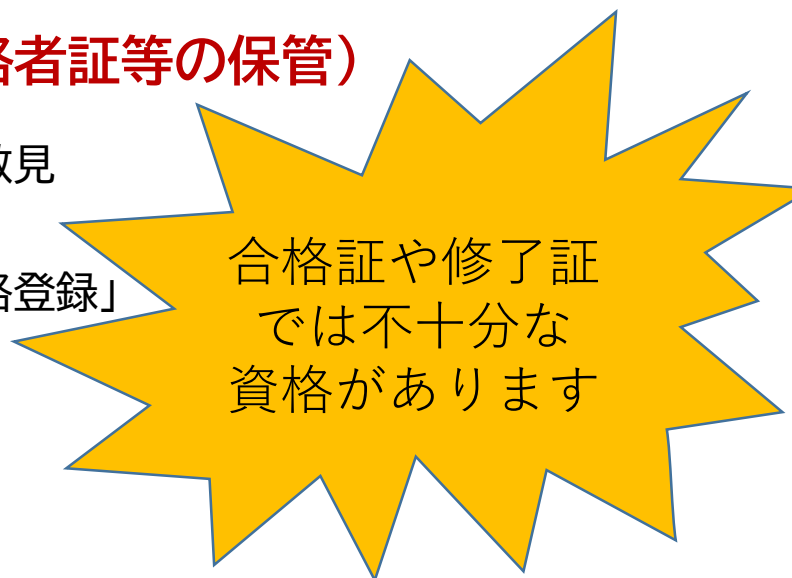
「千葉県 喀痰吸引等を実施する事業者の登録（介護サービス）」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigohoken/service/kakutanntouroku.html>

従業者：認定特定行為業務従業者認定証の交付が必要

「千葉県 介護職員の喀痰吸引等の実施に伴う認定特定行為業務従事者認定証の発行について」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenshidou/kakutan/ninteishou.html>



合格証や修了証
では不十分な
資格があります

資格者証等の整備②

運営指導等における指摘事例（不十分な資格証等の保管）

- ・三科目主事による生活相談員の資格者証が適切でない事例（例：成績証明書のみ）
⇒三科目主事：履修済科目が記載された大学の成績証明書及び卒業証明書を、本人が雇用先に提示することで証明

「厚生労働省 社会福祉主事任用資格の取得方法」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi1/shakai-kaigo-fukushi9.html

資格者証等の整備③

事業所にて保管している資格証等は適切かご確認ください。

従業員の資格者証が適切なものであるか、再度ご確認ください。前述した事例に該当した場合、「管理者の責務」又は「記録の整備」若しくはその両方の運営基準違反に該当する可能性があります。

補足①（管理者の責務）

事業所の管理者は、当該指定事業所の従業員及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

補足②（記録の整備）

指定事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

ハラスメント対策の強化①

運営指導等における指摘事例（ハラスメント対策の未整備）

ハラスメント対策について、以下の事例が確認された。

- ①一部ハラスメント（特にカスタマーハラスメント）の対策が講じられていなかった。
- ②書類上のハラスメント対策は指定申請時等に整備したが、実態として機能していなかった。

事業主が講ずべき措置の具体的内容について

- ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ②相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
 - ・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

他法令上も体制整備が義務となっております。

- 例）・男女雇用機会均等法（第11条）
- ・労働施策総合推進法（第30条の2、第30条の3）

ハラスメント対策の強化②

事業主が講じることが望ましい取組について

- ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備（カスタマーハラスメントも含む。）
- ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

参考

- ・事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）
- ・事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）
- ・「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

処遇改善加算等

処遇改善加算の一本化

令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引上げが行われました。新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度のスケジュールを踏まえ、計画的な準備をお願いします。

厚生労働省ホームページをご確認ください

新加算の概要やQ & A等が、厚生労働省ホームページに掲載されています。よくご確認をお願いいたします。

また、厚生労働省相談窓口も設けられておりますので、適宜ご活用ください。

【厚生労働省ホームページ】

介護職員の処遇改善

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

介護保険サービス 訪問・通所系

令和6年度 船橋市指導監査課 介護保険サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等集団指導

1 運営指導及び監査等の状況（P5）

2 各種お知らせ等（P24）

3 サービス別資料

- ・全サービス共通（P40）

- ・訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導

- ・（地域密着型・認知症対応型）通所介護 ・通所リハビリテーション

引き続き、各サービス別資料をご覧ください。